

携帯電話についての規定

保護者同意のもと学校に持ち込む。以下の規定を遵守すること。

1 規定

- (1) 校内では、電源を切りバッグの中に入れておくこと。
- (2) 校外で使用する場合、周りへの配慮を考えマナーを守ること。
- (3) 保護者と携帯電話の約束事を決め、家庭環境調査書の同意欄に記入すること。
※ 以上の規定を遵守しない場合や、以下の場合を没収とし、指導措置をとる。

2 没収

- ・校内において携帯電話を許可なく使用した場合。
(着信音・バイブ機能・アラーム機能・音楽機能・ゲーム機能 等)
- ・自転車やバイクでの使用や交通に関して危険な場合。
(各交通規定に準ずる)
- ・その他、マナー違反をした場合。

3 指導措置

- 1 回目…日中没収し、本人へ返還する。(担任から保護者への電話連絡)
- 2 回目…日中没収し、保護者同伴のうえ返却する。その日に保護者が来校できない場合は、安全面の配慮を行い、返却する。(後日、担任は必ず保護者に来校して頂き、携帯電話の規定の説明と保護者の協力が必要であることを伝える)
- 3 回目…学年生徒指導(日中預かり)
保護者同伴のもと説明し返却
- 4 回目…生徒指導主事説諭を行い、返却(日中預かり)
保護者同伴のもと説諭：早朝・放課後指導
- 5 回目…4 回目の指導を継続して行い、期間を延長する。

4 考査に関して

- ・いかなる理由があっても、携帯電話を教室に持ち込まない。
- ・その他のことは、教務部の考査上の注意に準ずる。

5 その他

- (1) 携帯電話でのトラブルが発生した場合は、保護者に相談し、担任へ連絡すること。
- (2) 校内で携帯電話の利用が必要な場合は、本校職員へ申し出て、その指導に従うこと。
- (3) 生徒の使用する携帯電話は、フィルタリングサービス設定にすることが望ましい。

6 没収後の措置

- ・荷札に期日、クラス、氏名、状況等を記入して生徒指導課へ提出。
- ・指導された先生から担任へ連絡。
- ・担任から保護者へ連絡。